



「学びの応援・相談会 ちょっと便利な学びの支援一覧」

学びを支える制度名	給付	貸付	申込・相談先	申し込める人	返済する場合の期間 (いつからいつまで)	返済する場合の利息	申し込める時期	連帯保証人	他支援との重複	注意点	一番の特徴
-----------	----	----	--------	--------	-------------------------	-----------	---------	-------	---------	-----	-------

高校

滋賀県高等学校等就学支援金	○		滋賀県総務部私学・県立大学振興課 滋賀県教育委員会事務局教育総務課	※すべてに該当すること 国内に住所を有していること。 保護者等が、所得基準を満たすこと。高等学校等に在学していること。過去に対象校種に在学した期間が通算して36か月（定時制・通信制は48か月）を超えていないこと。過去に高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業または修了したことがないこと。	—	—	1年生の4月に学校を通じて申請（全員）以降は、学校からの案内に従い、手続を行う。	—	—	保護者等の所得要件あり（「市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満となること）	認定された場合、支援金は授業料に充当（もしくは還付）されます。
滋賀県私立高等学校等特別修学補助金	○		滋賀県総務部私学・県立大学振興課		—	—		—			
滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金	○	○	滋賀県教育委員会事務局教育総務課	働きながら定時制または通信制課程に在学し、年間収入279万円以下の者	卒業後6か月後から貸与した月数を通算した期間内	無利子貸与。ただし、返還金を滞納した場合の延滞利息は、年10.95％	毎年10月受付	独立して生計を営む者2名（申請者が未成年の場合は、うち1名を親権者または未成年後見人）	併用不可（日本学生支援機構奨学金・母子父子寡婦福祉資金・滋賀県奨学金資金）	勤務要件、所得要件（生徒本人および家計支持者）あり。	卒業した場合は返還免除
奨学のための給付金	○		滋賀県総務部私学・県立大学振興課 滋賀県教育委員会事務局教育総務課	生活保護世帯、市・県民税所得割非課税世帯、家計急変により当該年の所得が非課税となる見込みの世帯	—	—	7月頃に在学する学校を通じて申請※新入生については、4～6月に一部早期給付の申請が可能（年額の一部を前倒し給付）	—	特別支援学校の高等部および専攻科の生徒は給付の対象ではありません。	学校徴収金の未納分（あれば）に充当されます。	全日制・定時制、通信制、専攻科および扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって支給額が異なります。
滋賀県奨学金資金		○	滋賀県教育委員会事務局教育総務課	※すべてに該当すること 高等学校等に在学する者。 保護者等が県内居住である者。 経済的に修学が困難な者。	卒業後6か月後から最長10年	無利子貸与。ただし、返還金を滞納した場合の延滞利息は、年10.75％	在学する学校を通じて申請 在学募集（高校在学時）随時 予約募集（中学3年時）9月頃	保護者等1名（親権者または未成年後見人、修学に要する経費を負担する者）	併用不可（日本学生支援機構奨学金・特別支援学校就学奨励費・定時制課程および通信制課程修学奨励金・生活福祉資金・母子父子寡婦福祉資金・看護職員修学資金・その他、国や都道府県の同種の奨学金等）	所得要件あり（生活保護基準×1.7倍以下）	全額返還必要

高校・大学・短大・専門学校・各種学校等

国の教育ローン		○	（お申込先）日本政策金融公庫 大阪教育ローンセンター （お問い合わせ先） 日本政策金融公庫教育ローンコールセンター 0570-008656 平日9時～19時	ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者	ご融資後～最長18年	年1.8％（令和4年8月31日現在）	いつでも可能	連帯保証人もしくは（公財）教育資金融資保証基金による保証	奨学金との重複可能	利用できる方の世帯年収の上限あり	ご家庭の状況に応じた優遇制度あり
滋賀県母子・父子・寡婦福祉資金		○	各市役所担当課 東近江・湖東健康福祉事務所 県子ども・青少年局	母子家庭の母 父子家庭の父	卒業後6か月後から10年以内 ※資金により異なる	無利子	就学前	原則、必要	滋賀県奨学金資金、滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金、生活福祉資金（教育支援費）との併用はできません。	事前面談があるので、相談は必要な学費の額がわかった時点で早めに。	ひとり親家庭の方への貸付
生活福祉資金・教育支援資金・福祉費（技能習得費）		○	各市町の社会福祉協議会	低所得世帯(生活保護基準×1.7)の本人と保護者。*大津市4人世帯持ち家で30万/月	卒業後6か月後～最長20年 (技能習得費は最長8年)	無利子	いつでも	必ず必要ではありません。（保護者の方1名と一緒に借入申込の必要有。）	県奨学金・母子父子寡婦福祉資金と併せての貸付はできません。	審査があるので相談は必要な学費の額がわかった時点で受検前に早めに。	無利子でいつでも申込可。
介護福祉士修学資金		○	滋賀県社会福祉協議会	介護福祉士養成施設に入学したのもしくは入学予定の者（入学前は低所得世帯に限る）	返還事由発生日の翌月から、貸付期間の2倍の期間で返還	無利子	例年4月1日～6月中旬（1次募集） 入学前は随時。	それぞれ別世帯の2名申請者が未成年の場合、1名は法定代理人	生活福祉資金教育支援資金との併用は不可。高等教育の新制度と併用ができない加算があるので注意		卒業後1年以内に、介護福祉士として介護等の業務に継続して5年従事することで返還免除。
保育士修学資金		○	滋賀県社会福祉協議会	保育士養成施設に入学したのもしくは入学予定の者（入学前は低所得世帯に限る）	返還事由発生日の翌月から、貸付期間の2倍の期間で返還	無利子	例年4月1日～6月中旬（1次募集） 入学前は随時。	それぞれ別世帯の2名申請者が未成年の場合、1名は法定代理人	生活福祉資金教育支援資金との併用は不可。高等教育の新制度と併用ができない加算があるので注意		卒業後1年以内に、介護福祉士として介護等の業務に継続して5年従事することで返還免除。
滋賀県看護職員修学資金		○	申込先：在学する保健師・助産師・看護師・准看護師養成施設 相談先：滋賀県医療政策課	保健師・助産師・看護師・准看護師養成施設に在学する者	返還事由発生日の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間内に返還（月賦払の場合）	無利子	例年6月頃（2次募集を行う場合あり。）	mkjlio	—		看護師等の免許を取得し、滋賀県内の免除対象施設で引き続き5年間看護業務に従事することで返還免除。

大学・短大・専門学校

	○		■予約採用 次の（1）または（2）のいずれかに該当する者。 （1）高等学校等（本科）を卒業予定の者 （2）初めて高等学校（本科）を卒業した年度の末日から申込を行うまでの期間が2年以内の者 ■在学採用 大学・短期大学・高等専門学校（4・5年生）・専修学校専門課程に在学する者 ※所得・資産状況や学業成績の基準があります。 ※外国籍の者は在留資格により申込資格に制限があります。	原則、返還不要					次の各給付金と併せての給付はできません。 ・教育訓練支援給付金 ・訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当 ・職業訓練受講給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・職業転換給付金＜訓練手当＞	給付奨学金を利用できる学校は決められています。詳細は文部科学省のホームページで確認が必要です。 大学院は制度の対象となりません。	所得・資産状況により、給付奨学金の金額が決められています。 ※所得・資産状況により、支給額は、年1回見直しされます。 給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の免除または減額も同時に受けることができます。ただし、大学等進学先での申込みが別途必要です。
日本学生支援機構		○	https://shogakukinsupport.jp	■予約採用 次の（1）または（2）のいずれかに該当するもので、大学・短大・専修学校専門課程に入学したことがない者 （1）高等学校等（本科）を卒業予定の者 （2）高等学校（本科）を卒業後2年以内の者 ■在学採用 大学院・大学・短大・専修学校専門課程、高等専門学校に在学する者 ※所得・資産状況や学業成績の基準があります。 ※予約採用・在学採用共に外国籍の者は在留資格により申込資格に制限があります。	卒業後6か月経過後～最長20年	無利子（第一種奨学金） 有利子（第二種奨学金）	■予約採用 4月下旬～ ■在学採用 （春）4月～5月頃 （秋）9月～10月頃 なお、詳細な申込時期等につきましては、在学する学校（高校・大学・短大・専修学校）の奨学金担当窓口にお問い合わせください。	人的保証選択の場合、連帯保証人・保証人各1名の選任が必要です。		第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与を受けられる上限額が制限されます。（希望する月額が減額もしくは貸与されない場合があります。）	病気や失業等で返還が困難になった場合、毎月の返還額を減額する制度（減額返還制度）や返還を先送りする制度（返還期限猶予制度）があります。